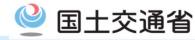
水災害対策とまちづくりの連携

令和2年9月16日 国土交通省 都市局



都市計画法及び都市再生特別措置法の改正概要(安全まちづくり関係)



<令和2年6月10日公布>

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、<u>災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進</u> 立地適正化計画の強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

◆災害ハザードエリアにおける開発抑制 (開発許可の見直し)

く災害レッドゾーン>

-都市計画区域全域で、住宅等(自己居住用 を除く)に加え、自己の業務用施設(店舗、病 院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等)の開発 を原則禁止

<浸水ハザードエリア等>

-市街化調整区域における住宅等の開発許 可を厳格化(安全上及び避難上の対策を許可の」 条件とする)

区	対応		
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域	開発許可を 原則禁止	
浸水ハザードエリア等	市街化調整区域	開発許可の 厳格化	

【都市計画法】

災害レッドゾーン

- ・災害危険区域(崖崩れ、出水等)
- •十砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域



◆立地適正化計画の強化

(防災を主流化)

- -立地適正化計画の居住誘導区域から災害 レッドゾーンを原則除外
- -立地適正化計画の居住誘導区域内で行う 防災対策・安全確保策を定める「防災指 針」の作成

避難路、防災公園等の避難地、 避難施設等の整備、 警戒避難体制の確保等

【都市再牛特別措置法】

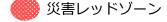
◆災害ハザードエリアからの移転の促進

- -市町村による防災移転支援計画 市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に 関する具体的な計画を作成し、手続きの代行 等
- ※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充 (防災集団移転促進事業の要件緩和

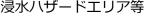
(10戸→5戸 等)) 【都市再生特別措置法】

市街化調整区域 市街化区域

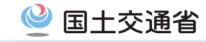




浸水ハザードエリア等1



土砂災害のおそれのある箇所で開発し、被災した事例





● 平成30年7月豪雨で被災(土砂流入、広島県)

- 都市計画:市街化調整区域
- ハザードエリア:土砂災害特別警戒区域

1974年 開発前



※赤線は土石流の被災箇所

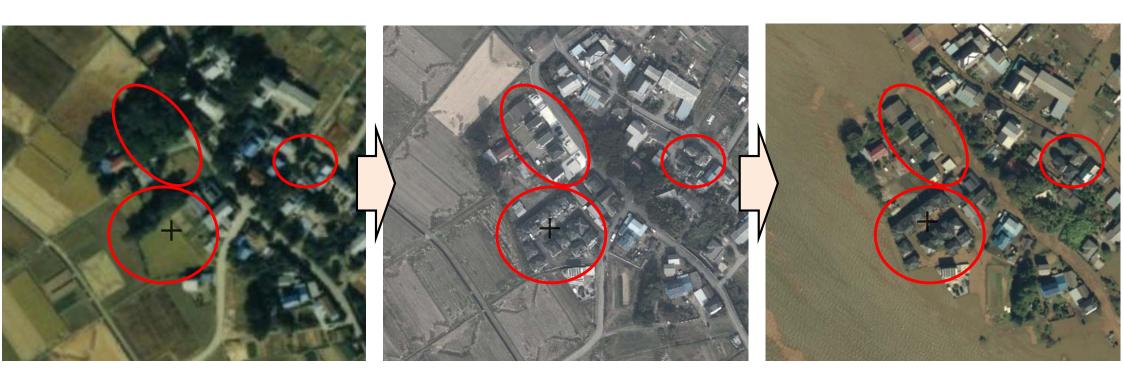


2007年 開発後

2018年 被災後 (画像:いずれも国土地理院)2

浸水ハザードエリアで開発し、被災した事例

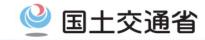
- 令和元年台風19号で被災(浸水、埼玉県)
- 都市計画:市街化調整区域
- ハザードエリア:浸水想定区域(想定浸水深:3~5m)



1988年 開発前 2007年 開発後 2019年 被災後

(出典:国土地理院)

居住誘導区域内に災害ハザードエリアを含む都市について



○ 居住誘導区域における災害ハザードエリアの存否

(調査対象:令和元年12月時点で立地適正化計画(居住誘導区域を含む)を公表している都市 n=275都市)

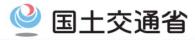
く災害レッドゾーン>

区域	災害危険区域 (条例により住居の用に供する建 築物の建築が禁止されている区 域を除く)	土砂災害 特別警戒区域	地すべり 防止区域	急傾斜地 崩壊危険区域	総数
居住誘導区域に 含む都市数 (R2年度末までに除外を 予定している都市を除く)	3都市	6都市	0都市 10都市		13都市
原則として 含まないこと とすべき	含む 1%	含む 2%		含む 4%	

<災害イエローゾーン>

区域	浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域	都市洪水·都市 浸水想定区域	津波浸水 想定区域	津波災害 警戒区域	総数
居住誘導区域に 含む都市数 (R2年度末までに除外を 予定している都市を除く)	242都市	93都市	19都市	74都市	26都市	254都市 (複数の区域を含む都市あり)
総合的に勘案し、 適切でないと判断 される場合は、原 則として含まない こととすべき	含む 88%	含む 34%	含む 7%	含む 27%	含む 9%	

防災指針の概要(都市再生特別措置法第81条)



- 防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、立地適正化計画の記載事項として、新たに、居住誘導区域内の防災対策を 記載する「防災指針」を位置付け、コンパクトシティの取組における防災の主流化を推進。
- 防災指針の作成に当たっては、防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を位置付ける ことが必要。

防

災 ま

ち

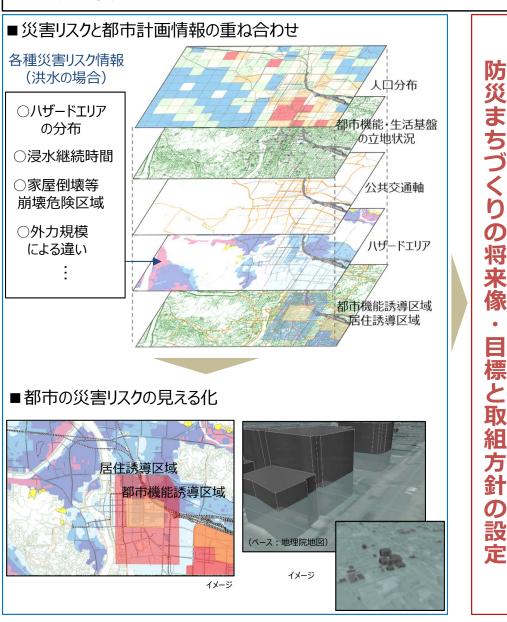
来

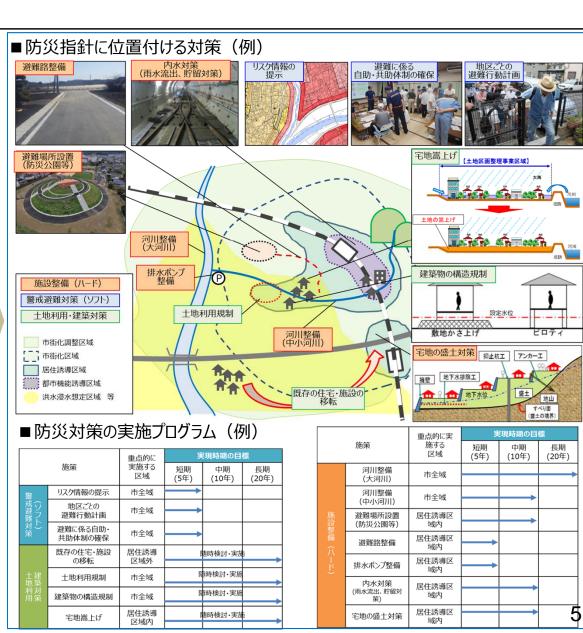
標

取

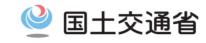
方

定





「防災タスクフォース」(R2.7.10設置)の目的・役割について



防災タスクフォースの目的

- 頻発化・激甚化する災害に対して、被害を最小化するための施設整備や避難等の取組の充実に加え、居住等の 誘導を図る地域の安全を確保しつつ都市のコンパクト化を進めることが重要。
- コンパクトシティ形成支援チーム (※) において、防災に関与する部局により**防災タスクフォースを設置**し、市町村に対する**省庁横断・ワンストップの相談体制として、防災指針の作成や防災指針に位置付けた施策推進等を支援**する。
 - (※)都市のコンパクト化と周辺の交通ネットワーク形成の実現に向けた取組が円滑に進められるよう、省庁横断的に市町村を支援する枠組み(H27.3設置)

防災タスクフォースの役割

- 防災指針の作成に当たっての考え方や、まちづくりにおける防災対策の検討・実施に当たってどのような知見や制度が 活用できるかについて、ワンストップで相談対応。
- 防災指針の作成の手引き等をとりまとめるとともに、市町村による防災対策の検討・実施を各省庁の関係部局が連携して支援。
- 他の市町村が防災指針を作成するに当たり参考となるモデル都市の形成と横展開。

構成員(R2.7.10時点)

内閣府 政策統括官(防災担当)付参事官(防災計画担当)付 内閣府 政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付 内閣府 政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)付 消防庁 国民保護・防災部防災課

国土交通省 水管理・国土保全局河川計画課河川計画調整室

国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

国土交通省 水管理・国土保全局海岸室

国十交诵省 水管理·国十保全局砂防部砂防計画課

国土交通省 水管理・国土保全局下水道部流域管理官付

国土交通省 道路局環境安全,防災課道路防災対策室

国土交通省 住宅局住宅政策課

国土交通省 住宅局建築指導課建築物防災対策室

国土交通省 都市局都市安全課

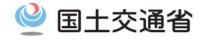
国土交通省 都市局都市計画課

国土交通省 都市局市街地整備課

国土交通省 都市局街路交通施設課

国土交通省 都市局公園緑地・景観課

防災コンパクト先行モデル都市 (R2.7.10時点)



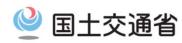
二戸市(岩手県)

く選定の考え方>

- コンパクトシティの取組において、都市の防災・減災対策に意欲的に取り組む都市で あり、令和2年度中の防災指針の市民への提示や作成・公表を目標としていること
- よう、取組状況の段階的・定期的な公表への協力が可能であること
- 災害ハザード情報の入手等に当たり、河川管理者等との連携体制が整っていること



「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会



背景•必要性

- ○<u>近年、各地で大水害が発生</u>しており、<u>今後、気候変動の影響により、</u>さらに降雨量の増加や海面水位の上昇により、<u>水災害が頻発</u> 化・激甚化することが懸念。
- ○このような<u>気候変動により増大する水災害リスクに対して、</u>堤防整備等の水災害対策の推進に加えて、土地利用や建築物の構造の 工夫、避難体制の構築など、防災の視点を取り込んだまちづくりの推進が必要。
- ○このため、

 治水・防災部局とまちづくり部局が連携して、

 専門家、有識者の意見を伺いながら、水災害に対するリスクの評価及び防災・ 減災の方向性について検討。

検討項目

(1)まちづくりに活用できる水災害に関するハザード情報のあり方

- ・水災害対策や、災害の発生頻度に応じたリスク情報の整備
- ・各種ハザード情報の統合手法

(2) 水災害リスク評価に基づく、防災にも配慮したまちづくりの考え方

- ・地域の水災害リスクの評価手法
- ・地域の水災害リスクを踏まえたまちづくりの考え方 など

(3) 水災害対策とまちづくりとの連携によるリスク軽減方策

- ・地域の水災害リスクの評価内容に応じた防災・減災対策
- ・水災害リスクの高い地域からの移転の促進
- ・水災害リスクの軽減に資する取組を講じるインセンティブを付与する什組み

(4) 取組を進めるための連携のあり方

- ・治水・防災・まちづくり・建築部局の連携
- ・市町村の圏域を超えた広域調整

【事務局】 国土交通省 都市局、 水管理·国土保全局、 住宅局 委員一覧.

「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会 ◎: 座長、○: 副座長

東京海洋大学海洋資源エネルギー学部門教授 〇 立川 康人 京都大学大学院丁学研究科教授

小山内 信智 政策研究大学院大学教授

◎ 中井 検裕 中村 英夫

東京工業大学環境·社会理工学院教授

(敬称略、五十音順)

加藤 孝明 東京大学生産技術研究所教授

藤田 光一

河川財団河川総合研究所長

スケジュール

令和2年1月 8日 第一回検討会 令和2年4月17日 第二回検討会 令和2年6月12日 第三回検討会 令和2年7月16日 第四回検討会 令和2年8月26日 提言とりまとめ ガイドラインとりまとめ 令和3年3月頃

提言としてとりまとめ

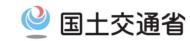
木内 望

岡安 章夫

建築研究所主席研究監

日本大学理丁学部教授

「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会 提言と対応【概要】



提言のポイント

(令和2年8月26日とりまとめ)

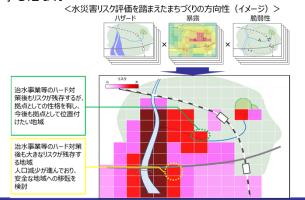
1. まちづくりに活用するための水災害 に関するハザード情報のあり方

- 降雨の規模や施設の整備状況等に応じた、多段的なハザード情報を充実。
- 簡易手法を用いてハザード情報を早期に作成・公表。
- 地形の特性や過去の被害状況も勘案した浸水のしや すい地域の評価手法の開発。
- 利用者の視点に立ち、各種ハザード情報の重ね合わせや、浸水深、流速等の時系列情報を整備。



2. 水災害リスク評価に基づく、防災 にも配慮したまちづくり

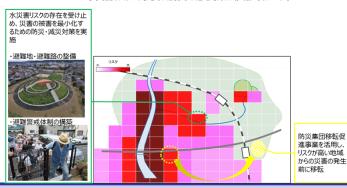
- ハザード情報に加えて、ハザードエリア内の人口や都市機能、災害対策の実施状況等をもとに、地域ごとに多面的にリスク評価。
- まちづくりを進める地域は、水災害リスクを可能な限り 避けつつも、都市構造・機能上の必要性、都市の歴 史的な形成経緯も考慮して決定。
- 水災害リスクを回避・軽減しつつ、一定程度のリスクがあることを認識し受け止めた上で、まちづくりに反映する必要。



3. 水災害対策とまちづくりとの連携によるリスク軽減方策

- 地域ごとの水災害リスクの評価内容、都市機能・防 災上の重要性に応じた防災・減災対策を実施。
- まちづくりにおける防災・減災対策では地域のリスク低減に限界がある場合には、さらなる治水対策を検討。
- 防災・減災対策を実施したとしても相当のリスクが残存する地域については、当該地域からの移転を検討。
- 水災害リスクの軽減に資する取組を講じるインセンティブを付与する仕組みを検討。

<水災害リスクに対応した防災・減災対策や移転(イメージ)>



4. 取組を進めるための連携のあり方

- 都市再生協議会・大規模氾濫減災協議会などの各種協議会の活用、関係者による情報共有・連携の体制の構築。
- 市町村を超えた流域・広域の観点からの水災害対策とまちづくりの検討。

- 水災害リスクの評価や防災・減災対策の内容について、行政・専門家が協力し、地域住民等に対するわかりやすい説明を行い、合意形成を図る必要。
- ▶ 国による市町村等への連携促進のための支援の実施。

提言を受けた国の対応

- ① 上記 $1 \sim 4$ の考え方や手法について、「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」を作成。 (6π 2 4 度中予定)
- ② 災害ハザード情報を地図上に3次元で表示。(令和2年度に30~40都市で先行実施)
- ③ 災害危険区域の活用事例等について地方公共団体に周知。 (令和2年9月4日事例集を発出)
- ④ 都市における水災害対策の促進に係る容積率緩和制度の活用について地方公共団体に通知。(令和2年9月7日技術的助言を発出)